

宮城県

精神疾患や精神障害のある方が 地域で安心して暮らせる地域づくり

宮城県では、精神疾患や精神障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、にも包括の普及啓発、心のサポーターの養成、地域支援者の人材育成、地域精神保健医療福祉体制整備、ピアサポート活動支援等に取り組んでいます。

当事者・家族に身近な日常生活圏域を基本として、市町村を中心に、にも包括の構築が進むよう、協議の場や支援者支援の取組等を通じて、県が市町村を重層的に支援します。

また、県民向けの情報発信や広報を充実させ、医療・保健・福祉サービス等の必要な情報のアクセシビリティ向上、ピアサポート活動等の活性化を図ります。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

宮城県



障害保健福祉圏域数（R8年4月時点）	7	か所
市町村数（R8年4月時点）	35	市町村
人口（R8年4月時点）	2,217,250	人
精神科病院の数（R8年4月時点）	37	病院
精神科病床数（R8年4月時点）	5,912	床
入院精神障害者数（R7年6月時点）	合計	4,619 人
	3か月未満（％：構成割合）	989 人 21.4 ％
	3か月以上1年未満（％：構成割合）	901 人 19.5 ％
	1年以上（％：構成割合）	2,729 人 59.1 ％
	うち65歳未満	757 人
	うち65歳以上	1,972 人
退院率（R4年度時点）	入院後3か月時点	60.5 ％
	入院後6か月時点	74.9 ％
	入院後1年時点	83.7 ％
心のサポーター養成者数		1,518 人
相談支援事業所数（R8年4月時点）	基幹相談支援センター数	20 か所
	一般相談支援事業所数	66 か所
	特定相談支援事業所数	209 か所
保健所数（R8年4月時点）		6 か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R7年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2 回／年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R7年度末時点）	都道府県	有 1 か所
	障害保健福祉圏域	有 7 / 7 か所／障害圏域数
	市町村	有 33 / 35 か所／市町村数

令和8年度事業概要

1 地域精神保健医療福祉体制整備事業〔7,801千円〕〔拡充〕

(1) 県全域・圏域の協議の場の設置・運営等〔2,204千円〕

(2) にも包括構築状況の評価〔308千円〕 (3) にも包括構築推進サポーターの派遣〔941千円〕

(4) 心のケア専門研修・困難事例スーパーバイズ〔4,348千円〕

2 地域生活支援関係者等研修事業〔1,350千円〕

3 普及啓発事業

(1) 心のサポーター養成事業（地域・教育・企業等対象）〔3,195千円〕

(2) 精神保健福祉普及啓発事業（にも包括の普及啓発）〔1,562千円〕

4 当事者・家族等の活動支援・ピアサポート活用事業〔6,967千円〕

(1) 精神障害の当事者・家族等の活動支援及びピアサポート活用事業補助金

(2) 交流の場、ハンドブックの作成

5 入院者訪問支援事業〔11,589千円〕

入院者訪問支援員の養成、市町村長同意の医療保護入院者等に対する訪問支援

6 モデル地域等体制整備事業〔58,834千円〕〔拡充〕

(1) コーディネーターの配置 (2) アシスタントの配置

(3) 都道府県等密着アドバイザーの配置（県全域）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
構築支援事業〔国支援事業〕の活用

(4) 地域移行推進体制整備事業補助金（地域移行を推進する精神科病院等への補助：県全域）

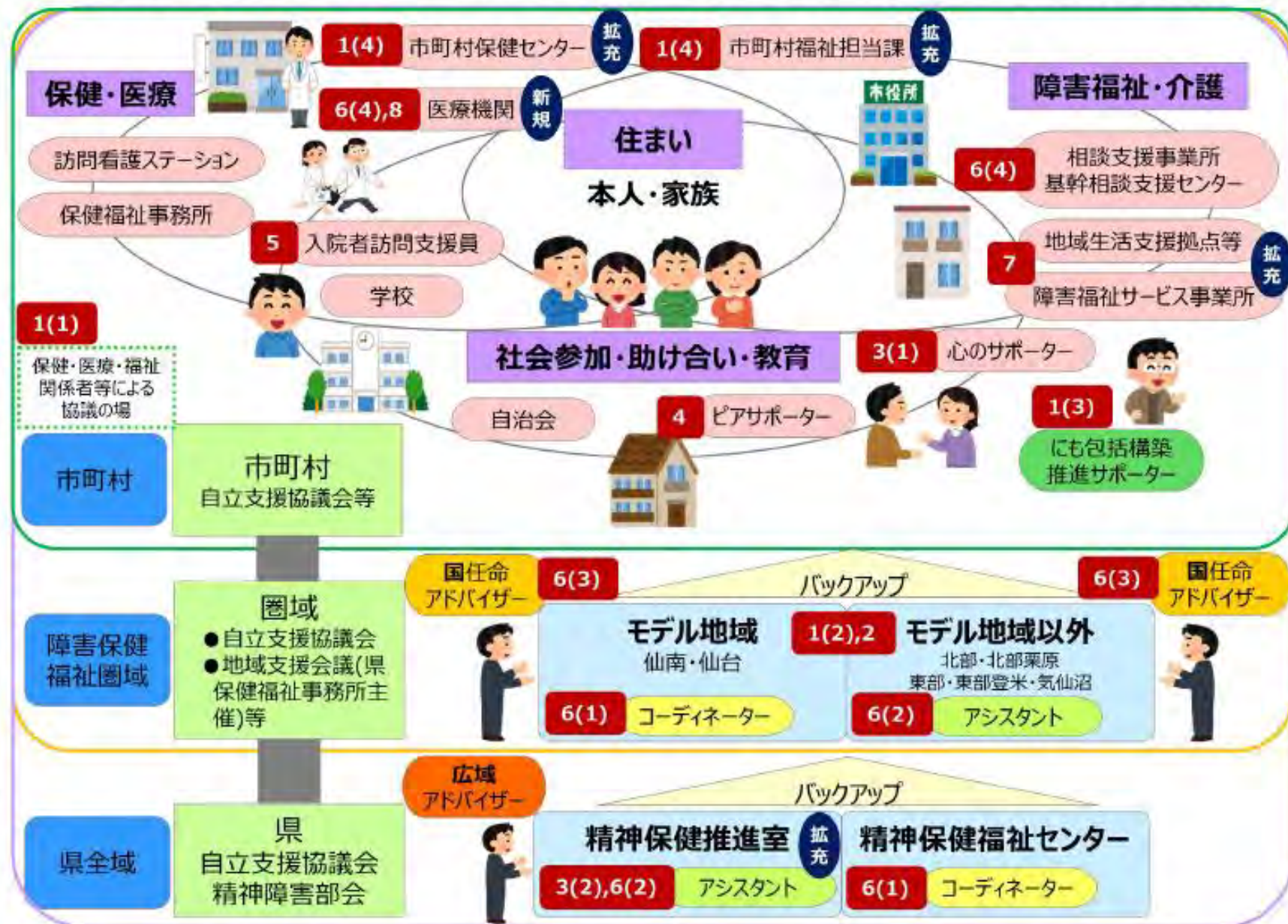
7 精神障害者地域受入体制拡充支援事業〔61,200千円〕〔拡充〕

精神障害者に対応したグループホームの施設整備補助

8 難治性精神疾患治療連携推進事業〔11,502千円〕〔新規〕

治療抵抗性統合失調症に対する治療の普及（専門医の人材育成等）

令和8年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実施体制



＜平成15年から平成21年まで＞ 精神障害者自立生活支援事業
 ＜平成22年から令和5年まで＞ 精神障害者地域移行支援事業
 ＜令和6年度から＞ 宮城県精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

「令和4年度第1回宮城県障害者自立支援協議会精神障害者部会」より

③ ピアサポートの活用

課題解決のための体制強化が必要

[illegible]

＜R 7 年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R 7 年度当初)	実績値 (R 7 年度末)	具体的な成果・効果
①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上 (R8年度末)	327.5日 (R4)	精神科病院、障害福祉サービス事業所、市町村等が連携した地域支援体制によって退院者の地域生活の継続につながった。
②保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置している圏域数・市町村数	7圏域 35市町村	7圏域 33市町村	協議の場未設置の4市町のうち、2市が設置に至った。引き続き市町村支援を行い、すべての市町村における設置を目指す。
③心のサポーター養成者数	500人	1,518人	地域・企業・教育の関係者を対象とした研修を実施したほか、みやぎ出前講座の開催し、目標値を上回った。オリジナルグッズを作成し、修了者へ配布することにより普及啓発を図った。

【特徴（強み）】

県・障害保健福祉圏域ごとに設置された協議の場や個別支援等を通して、関係機関の連携強化につながっている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
協議の場における「にも包括」の視点での現状分析や課題検討が不十分	・市町村・圏域・県全域の協議の場の活性化 ・にも包括構築推進サポーター（市町村支援）等の活用 ・共通の評価指標の活用	保健	市町村、圏域、県全域の現状・課題の整理、対策検討
		医療	現状・課題の整理、対策の検討（協議の場への参加）
		福祉	
		その他関係機関・住民等	
にも包括の普及啓発及びピアサポートの活用が不十分	・心のサポーター養成研修の拡充 ・当事者・家族団体の支援充実 ・にも包括の情報発信（ポータルサイト、ハンドブック）	保健	市町村、圏域、県全域の現状・課題の整理、対策検討
		医療	現状・課題の整理、対策の検討（協議の場への参加）
		福祉	
		その他関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 （R 8 年度当初）	目標値 （R 8 年度末）	見込んでいる成果・効果
①協議の場の開催	県2回、圏域7回 （R7年度実績）	県2回 各圏域1回以上	各協議体で抽出された課題について、関係機関と連携して解決のための取組が実施できる
②心のサポーター養成者数	1,518人	2,500人	にも包括の考え方や精神疾患・精神障害の理解が広がる

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

【にも包括構築の体制】

県・圏域・市町村ごとの協議の場において、精神障害者のニーズの把握や地域課題を整理し、課題解決に向けた取組を行うとともに、各協議体が重層的に連動し、県全体の「にも包括」の構築につなげる。

所管部署名（※）	所管部署における主な業務	連携部署・機関名	連携部署・機関における主な業務
精神保健推進室	県全域の協議の場（宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会）の運営、圏域・市町村の取組状況把握等	各保健福祉事務所（地域事務所・支所）	圏域におけるにも包括の構築、市町村の技術支援等
（※事務局を担当する部署）		精神保健福祉センター	当事者・家族の活動（ピアサポート活動）の推進 県全域におけるにも包括の構築、課題解決に向けた技術支援等

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	各保健福祉事務所における個別支援会議や事例検討会の開催、市町村・圏域の協議の場の開催、地域生活支援関係者等研修会の開催	個別支援を通じた地域の状況把握、地域課題の抽出ができる 予防的介入ができる
医療	協議の場や事例検討への参加 措置入院患者や対応困難事例の治療、ケア会議等を通じた地域連携	個別支援を通じた地域の状況把握、地域課題の抽出ができる 各医療機関の専門性を生かした診断・治療（入院・通院・訪問診療・訪問看護・リハビリ・投薬）ができる
福祉	協議の場や事例検討への参加、ケア会議等を通じた地域連携	個別支援を通じた地域の状況把握、地域課題の抽出ができる 障害福祉サービスの支給・調整ができる
その他関係機関・住民等	当事者・家族等の協議の場への参加、地域生活支援関係者等研修等での講話	圏域・市町村の協議の場における当事者の参加が少ない

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	既存の会議体を活用している場合はその名称・課題・強み等
宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会（県全域の協議の場）	保健：市町村、精神保健福祉センター	2回/年	県全域の協議の場として方針や必要な取組を共有	①にも包括の普及啓発、②ピアサポートの活用、③関係機関との連携の課題解決のための取組について協議を行っている。
	医療：病院			
	福祉：市町村、基幹相談支援センター、援護寮等			
	その他関係機関・住民等：当事者、看護協会、精神保健福祉士協会、保護観察所			
地域支援会議等（圏域の協議の場）	保健：市町村、保健福祉事務所、精神保健福祉センター	1回/年以上	圏域の協議の場として地域の現状や課題等を共有	すべての圏域に協議の場は設置されたが、「にも包括」の視点での現状分析や課題解決に向けた取組の進捗に差がある。 当事者・家族等の参加が少ない。
	医療：病院、診療所、訪問看護ステーション等			
	福祉：市町村、相談支援事業所等			
	その他関係機関・住民等：当事者・家族、密着AD等			

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための 協議の場に関連する会議等の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項（課題・強み等）
三者会議 （保健福祉事務所、精神保健福祉センター、本庁）	保健：保健福祉事務所、精神保健福祉センター、本庁	4回/年	各圏域の取組の進捗管理・意見交換等	各圏域のにも包括の取組を推進する情報共有の場。広域ADからの助言が得られる。
	医療：			
	福祉：			
	その他関係機関・住民等：広域AD			
県合同会議 （広域AD、密着AD、県関係機関）	保健：密着AD、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、本庁	1回/年	各圏域の取組の進捗管理・共有・意見交換等	広域AD、密着AD等と県関係機関が一堂に会し、県の取組等を共有する場。（令和8年度より開始）
	医療：密着AD			
	福祉：密着AD			
	その他関係機関・住民等：広域AD			
市町村精神保健福祉担当者会議	保健：市町村、保健福祉事務所、精神保健福祉センター	1回/年	県事業説明、取組報告及びグループワーク	各市町村の好事例の共有や市町村・県関係機関の関係づくり、広域ADの助言を得て、市町村のにも包括の取組を推進する。
	医療：			
	福祉：市町村			
	その他関係機関・住民等：広域AD			

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください

宮城県の精神保健福祉施策推進パッケージ（令和8年度版）

R8.5.21時点

	該当事業 (※)	関係課室	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	取組による目標値	実績 (R6・R7)
体制強化	障害保健福祉圏域における「にも包括」構築のための体制強化・市町村の取組支援	精神保健推進室 保健福祉総務課	（市町村・圏域）協議の場の設置・開催 （モデル地域）コーディネーターの配置 （モデル地域）アドバイザーの配置					-協議の場の設置・開催 （R6年度末）35市町村（100%） 7圏域（100%） -県庁系アドバイザー・コーディネーター・アシスタントの配置 （R7年度末時点） アドバイザー10人 コーディネーター4人 アシスタント5人	-協議の場の設置・開催 （R7年度末）33市町村（94%） 7圏域（100%） -県庁系アドバイザーの配置 （R7年度末）アドバイザー8人 -コーディネーターの配置 （R7年度末）コーディネーター4人 -アシスタントの配置 （R7年度末）アシスタント5人
		精神保健推進室	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業（国モデル事業） （モデル地域以外）アシスタントの配置 （モデル地域以外）アドバイザーの配置	（主務課）アシスタントの配置				取組指標・目標値ともに検討中	（R7年度）※復旧予算で実施 アウトリーチ型支援 実23件
	保健福祉人材の育成（市町村職員・障害福祉サービス事業者等）	市町村担当 者会議等	精神保健推進室 障害福祉課	市町村担当者会議、各種研修				-市町村担当者会議の開催 年1回以上 -研修 県1回 7圏域で8回	（R7年度） -市町村担当者会議1回 -研修 県1回 7圏域で8回
地域移行	地域生活支援関係者等に対する研修	2	精神保健推進室	（県全域）地域生活支援関係者研修				-地域生活支援関係者研修 県全域、圏域 各年1回以上	（R7年度（再掲）） -研修 県1回 7圏域で8回
	地域移行を推進する病院等の体制整備	6(4)	精神保健推進室	（モデル地域）療養生活継続支援加算算定病院等に対する補助	（県全域）療養生活継続支援加算算定病院等に対する補助			-療養生活継続支援加算算定病院数 （仙台市を除く） （R7年度）6病院 うち2病院が補助金利用	-療養生活継続支援加算算定病院数 （仙台市を除く） （R7年度）6病院 うち2病院が補助金利用
	入院者訪問支援事業（訪問支援員の派遣等）	5	精神保健推進室	- 入院者訪問支援員の養成 （モデル地域）入院者訪問支援員の派遣	（県全域）入院者訪問支援員の派遣			-本事業利用入院者数 （R6年度末）2人 （R7年度末）10人 （R8年度末）25人 -本事業利用による61年以内退院患者数 （R8年度末）10人以上	-本事業利用入院者数 （R6年度末）3人 （R7年度末）29人
	治療抵抗性統合失調症に対する「統合失調症薬物治療ガイドライン」に沿った治療の普及	8	精神保健推進室		実地調査・分析、専門医の人材育成	医療連携体制の検討	医療連携体制構築	-地域医療連携体制の構築 クロザピン使用患者の増加 （目標値についてはR8年度末設定）	-人口10万人あたりのクロザピン使用患者数 5.01（R5年） ※全国平均7.78
環境整備	県全域における受入体制拡充支援（訪問看護・デイケアの開設等）	6(4)	医療政策課 県立病院再編室						
	県全域における民間事業者のグループホーム等の整備支援	7	障害福祉課	- 施設整備支援に関する調査、結果の分析 - 施設整備支援のR&Bチーム検討 - 補助事業の施行・周知	事業計画策定、交付決定 → 完成	事業計画策定、交付決定 → 完成	事業計画策定、交付決定 → 完成	-本事業利用による施設整備箇所数（仮） （R8年度末）2カ所 （R9年度末）6カ所 （R10年度末）6カ所	-R8年度補助金利用事業箇所数 1カ所（予定）
普及啓発	心のサポーター養成	3(1)	精神保健推進室	- 心のサポーター養成研修（地域、教育、企業等） - 指導者養成研修	心のサポーター養成研修（みやび出張講座）			-心のサポーター養成者数 （R6年度末）100人 （R7年度末）500人 （R8年度末）2,500人 （R10年度末）10,000人 -心のサポーター指導者数 （R8年度末）250人	-心のサポーター養成者数 （R7年度末）1,518人 -心のサポーター指導者数 （R7年度末）200人
	ピアサポーターの活用	4	精神保健推進室	- ピアサポート活動調査、分析 - ピアサポート活動団体等に対する補助				-ピアサポーター養成者数 （R8年度末）10人 -ピアサポートの活用に取り組みの市町村・障害福祉サービス事業所数 （R8年度末）30団体	-入院者訪問支援事業実施+ピアサポート研修修了者 36人 -ピアサポート活用補助金利用団体数 （R6年度末）9団体 （R7年度末）19団体
	学校教育における「共生社会」の実現、障害を理由とする差別解消に向けた啓発活動	3(1)	精神保健推進室 教育庁	心のサポーター養成研修（教員）				-心のサポーター養成者数（再掲） -心のサポーター指導者数（再掲）	-R7年度養護教諭向け心のサポーター養成研修 67人

※事業内容 1地域精神保健医療福祉体制整備事業（1）協議の場の設置・運営、（2）にも包括構築状況の評価、（3）にも包括構築推進サポーターの派遣、（4）心のケア専門研修・困難事例スーパーバイズ 2地域生活支援関係者等研修事業 3普及啓発事業（1）心のサポーター養成事業、（2）精神保健福祉普及啓発事業

4当事者・家族等の活動支援・ピアサポーター活用事業 5入院者訪問支援事業 6モデル地域等体制整備事業（1）コーディネーターの配置、（2）アシスタントの配置、（3）都道府県系若くアドバイザーの配置、（4）地域移行推進体制整備事業 7精神障害者地域受入体制拡充支援事業 8難治性精神疾患治療連携事業

10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（短期）

到達目標 （R 8 年度）	・各圏域の課題解決のための取組の実施に向けた検討 ・ピアサポーターの活用 ・にも包括の普及啓発	
時期（月）	実施内容	具体的な取組
【通年】	・心のサポーター養成研修（みやぎ出前講座） ・にも包括構築推進サポーターの派遣	・各保健福祉事務所による出前講座の実施 ・市町村等へのにも包括構築サポーターの派遣
6月	・国アドバイザー等合同会議 ・県合同会議/三者会議① ・市町村取組状況調査	・広域アドバイザー、密着アドバイザー、県担当者等の顔合わせ、方針共有 ・県内市町村のにも包括の取組状況調査
7月	・第1回県障害者自立支援協議会精神障害部会 ・心のサポーター養成研修開始（地域・教育・企業対象）	・県の課題に対する取組状況の評価、入院者訪問支援事業推進会議を兼ねる ・地域・教育（精神保健福祉センター）、企業（日本精神科看護協会宮城県支部委託・宮城産業保健総合支援センター共催）で実施
8月	・市町村精神保健福祉担当者会議	・市町村におけるにも包括の構築推進、市町村の取組報告及びグループワーク、市町村取組状況の報告
10月	・三者会議② ・市町村取組状況の公表 ・当事者・家族団体ハンドブック発行	・各圏域の取組の進捗確認、共有（自治体情報シート、ロードマップ等） ・市町村取組状況等をみやぎ”にも包括”ポータルサイトで公表
11月	・当事者・家族団体交流会	・当事者団体・家族会等を参集した交流会の開催（精神保健福祉センター）
12月	・三者会議③	・各圏域の取組の進捗確認、共有
2月	・第2回県障害者自立支援協議会精神障害部会 ・国アドバイザー等合同会議② ・三者会議④	・県（圏域）の取組状況の報告、入院者訪問支援事業推進会議を兼ねる ・各圏域の取組の評価、次年度計画（ロードマップ等）